

## 奈良県決定

大和都市計画道路の変更について  
【郡山生駒線の変更】

次の付議案を提出する。

平成24年12月20日

奈良県都市計画審議会会長

都計第82号の5

平成24年12月17日

奈良県都市計画審議会会長 殿

奈良県知事 荒井 正吾

大和都市計画道路の変更について  
【郡山生駒線の変更】

(付議)

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する  
同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議する。

大和都市計画道路の変更 (奈良県決定)

都市計画道路中3・4・301号郡山生駒線を3・4・301号高田矢田線に名称を改め、次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・4・301	高田矢田線	大和郡山市高田町	大和郡山市矢田町	大和郡山市高田町、材木町、矢田町通、北大工町、柳二丁目、三丁目、南郡山町、朝日町、城見町、永慶寺町、田中町、外川町、千日町	約3,850m	地表式	2車線	18m (18~20m)	近鉄橿原線と平面交差 幹線道路と平面交差5箇所	

なお、近鉄郡山駅東側に約3,700㎡の駅前広場を設ける。

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由  
別添理由書のとおり

# 都市計画道路 郡山生駒線の変更理由書

## 1. 路線の概要

都市計画道路 郡山生駒線（以下「当該路線」という。）は、起点を大和郡山市高田町、終点を大和郡山市矢田町とし、JR 郡山駅、近鉄郡山駅、（都）大和中央道（（都）は都市計画道路の略）及び（都）高山富雄小泉線を連絡する標準幅員18m、2車線、延長約5,170mの幹線街路である。

当初、昭和39年に「2・1・3 郡山生駒線」として、国鉄大和郡山駅（現 JR 郡山駅）前広場及び近鉄郡山駅前広場を含めて都市計画決定後、昭和46年に国鉄大和郡山駅前広場が（都）高田奈良口線（現（都）城廻り線）に含まれるという変更が行われた。

その後、昭和48年に「3・4・301 郡山生駒線」に名称が変更された後、最終平成15年に車線明記が行われている。

## 2. 都市計画道路変更の内容

### (1) 変更の理由

当該路線は、昭和39年、大和郡山市の道路網を形成し、中心市街地を貫く路線として、また、生駒市域への延伸を想定して都市計画決定された。

しかしながら、当該路線のうち、（都）高山富雄小泉線より西側の区間（大和郡山市矢田町～大和郡山市矢田町）（以下「当該区間」という。）には現道がなく、人口減少・高齢化社会の到来など社会状況が変化し、将来交通量が大幅に減少すると予測されるなか、事業未着手区間の周辺では県道矢田寺線等が整備され、当該区間の機能を代替することが可能であると考えられる。また、生駒市域とつながる道路計画もなく、今後、周辺での新たな開発も見込めない状況であることから、当該区間は都市計画道路としての必要性を有していないと考えられる。

今般、「奈良県都市計画道路の見直しガイドライン」（平成22年 奈良県）に沿って、当該区間の必要性を検証した結果、現行の都市計画道路は、いずれの観点からも必要性が認められないため、当該区間の廃止を行うものである。

### (2) 変更の内容

（都）郡山生駒線について以下の変更を行う。

- ・（都）高山富雄小泉線との交差部から終点までの区間（L＝約1,320m）を廃止し、延長を約5,170mから約3,850mに変更する。
- ・路線の名称を「3・4・301 郡山生駒線」から「3・4・301 高田矢田線」に変更する。